

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年5月2日（令和7年（行個）諮問第118号）

答申日：令和8年4月3日（令和8年度（行個）答申第12号）

事件名：本人の労災請求に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年11月26日付け東労発総個開第6-1203号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

ア 不支給理由やその根拠、調査結果の大半が不開示ため、これら全てが不明である。このことは審査請求人の反論する権利を侵害しており、甚だ遺憾である。

イ 調査復命書では、特定疾患の発症時期が特定年月としているが、認定理由やその根拠、調査結果の重要部分（主治医の診断書など）が不開示のため、これら全てが不明である。審査請求人は、勤務先の長時間労働やパワハラなどの劣悪な環境に何とか耐え忍んでいた。その中、指導員である特定個人の人格否定発言があった。本人は最大の精神的負担を受けて、心がポキッと折れてしまい、特定疾患を発症している（特定年月日Aに通院を開始している）。したがって、発症時期は、特定個人からのパワハラがあった特定月日Bである。

##### (2) 意見書

ア 不支給理由の根拠となっている特定疾患の発症時期が特定年月頃とされている根拠（一部）が黒塗りとなっており、反論の権利が侵害さ

れている。

イ 複数のパワーハラスメントを受けたと主張しているが、全て否定されている。その根拠が黒塗りとなっており、反論の権利が侵害されている。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年9月19日付け（同月27日受付）で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求をした。
- (2) これに対し、処分庁が原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、令和7年1月16日付け（同月28日受付）で本件審査請求をした。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における不開示部分について、法78条1項各号のいずれにも該当しない部分を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

#### 3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について  
（略）
- (2) 不開示情報該当性について

##### ア 法78条1項2号該当性

- (ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①及び文書番号4の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容に関する内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。
- (イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、文書番号2の②及び文書番号3の②の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の④、文書番号2の①、文書番号3の①、文書番号5の①及び②並びに文書番号6の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

イ 法78条1項3号イ及びロ該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③及び文書番号2の③の不開示部分は、特定法人の組織に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報を開示することで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項3号イに該当する。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号5の②の不開示部分は、特定法人が一般に公にしていない情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、内容を開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであるから、法78条1項3号ロに該当する。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①及び文書番号4の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容に関する内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(ア)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、審査請求人以外の第三者が心理的に大きな影響を受け、審査請求人以外の第三者が把握・認識している事実関係について申述等することをちゅうちょし、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法78条1項7号柱書きに該当する。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、文書番号2の②及び文書番号3の②の不開示部分は、本件労災請求

に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法78条1項7号柱書きに該当する。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号5の②の不開示部分は、特定法人が一般に公にしていない情報であり、行政機関の要請を受けて、その内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記イ（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合には、このことを知った当該法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法78条1項7号柱書きに該当する。

エ 新たに開示する情報について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の⑤、文書番号2の④及び文書番号6の②は、法78条1項各号のいずれにも該当しないから、新たに開示するのが妥当である。

オ 小括

上記ア～エのとおり、原処分において不開示とした部分のうち、別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、同表中「法78条1項該当号」欄に「新たに開示」とした表示した情報については、法78条1項各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報については、同表中「法78条1項該当号」欄に表示する各号に該当するから、不開示を維持することが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は本件審査請求書にて、要旨、「審査請求人の特定疾患の発症時期について、原処分で開示された調査復命書に記載されている発

症時期は、実際の発症時期と異なるものである」旨を主張しているが、原処分に対する不服として、当該主張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年5月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月21日 審議
- ④ 同年6月12日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和8年3月11日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月30日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法78条1項2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、別表の2欄のとおり、不開示部分のうち、その一部を新たに開示するとし、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は不開示を維持するとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分前に、審査請求人に対して特定労働基準監督署長の意見書（以下「署長意見書」という。）が送付されているとのことであった。そうすると、審査請求人は、原処分より前に、署長意見書に記載されている内容を承知しているものと認められることから、以下の検討においては、署長意見書の内容も踏まえることとする。

##### 2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

###### (1) 開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

###### ア 通番1の4欄に掲げる部分

当該部分は、調査復命書に記載された特定事業場の労働時間の認定

方法及び労働時間管理方法に関する記述の一部であり、特定事業場の職員であった審査請求人が当然に知り得る又は原処分で開示されている特定事業場提出資料の内容から推認し得る情報であると認められる。当該部分には、法78条1項2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれておらず、また、当該部分が上記の性質のものであることに照らせば、これを開示することにより、労働基準監督機関における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番8の4欄に掲げる部分

当該部分は、主治医意見書に記載された医師aの署名であり、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が特定労働基準監督署に提出した診断書に記載された署名と同じものと認められる。

個人の署名については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、法78条1項2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は法78条1項2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番13の4欄に掲げる部分

当該部分は、特定事業場の時間外労働・休日労働に関する協定届に記載された労働者の過半数で組織する労働組合を代表する者又は労働者の過半数を代表する者の氏名であり、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

時間外労働・休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）については、労働基準法106条1項により、事業場の労働者に対する周知義務があり、また、36協定は、審査請求人が当該事業場の労働者であった期間に係るものであるから、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、法78条1項2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の4欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法78条1項2号該当性について

(ア) 通番 1 (35 頁に限る。) の不開示維持部分

当該部分は、調査復命書の「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄に記載された特定時点における特定事業場の労働者の職氏名及び被聴取者であるか否かを示す記号の有無である。

当該部分は、法 78 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、法 79 条 2 項による部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち、特定事業場の労働者の職氏名は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。その余の部分である、被聴取者であるか否かを示す記号の有無は、これを開示すると、組織図の位置関係から、被聴取者が特定されるおそれがあるなど、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 2 号に該当し、同項 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 4 及び通番 5 の不開示維持部分

通番 4 の不開示維持部分は、地方労災医員意見書に記載された地方労災医員の署名、通番 5 の不開示維持部分は、主治医意見書に記載された医師 b の署名及び印影である。

当該部分は、法 78 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、当該部分は個人識別部分であることから、法 79 条 2 項による部分開示の余地もない。

なお、個人の署名及び印影については、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。

さらに、地方労災医員の氏名については、その職務遂行に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成 17 年 8 月 3 日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その署名まで開示する慣行があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 11 ないし通番 13 の不開示維持部分 (別表の 4 欄に掲げる

部分を除く。)

通番 1 1 の不開示維持部分は処分庁から特定事業場宛ての資料提出依頼文書並びに特定事業場から東京労働局宛ての資料送付状及び使用者報告書に記載された特定事業場の職員の氏名又は署名、通番 1 2 の不開示維持部分は事業場提出資料のうち、職員業務計画表に記載された患者名、通番 1 3 の不開示維持部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く。）は事業場提出資料のうち、人事評価、就業月報、個人勤怠一覧、勤務指示書、タイムカード打刻時刻剥離報告書、欠勤（届）、遅刻（届）及び押捺失念届に記載された特定事業場の職員の署名又は印影並びに特定労働基準監督署宛ての送付状に記載された特定事業場の職員の氏名及びメールアドレスである。

当該部分は、法 7 8 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、当該部分は個人識別部分であることから、法 7 9 条 2 項による部分開示の余地もない。

なお、個人の署名及び印影については、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 2 号に該当し、通番 1 2 のその他の不開示事由（同項 3 号ロ及び 7 号柱書き）について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法 7 8 条 1 項 3 号イ該当性について

##### （ア）通番 3 の不開示維持部分

当該部分は、調査復命書の「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄に記載された特定時点における特定事業場の労働者数である。

当該部分は特定事業場の経営資源の規模を示す内部管理情報であり、これを開示すると、取引関係や人材確保等の面において、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

##### （イ）通番 7 の不開示維持部分

当該部分は、特定医療機関から特定労働基準監督署宛ての送付状に記載された当該医療機関の F A X 番号であり、これは一般に公にしていない当該医療機関の内部管理情報であると認められる。

当該部分は、これを開示すると、当該医療機関の権利、競争上の

地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性について

(ア) 通番1(35頁を除く。)、通番2、通番6、通番9及び通番10の不開示維持部分(別表の4欄に掲げる部分を除く部分)

通番1(35頁を除く。)及び通番10の不開示維持部分(別表の4欄に掲げる部分を除く部分)は、特定労働基準監督署の担当官が関係者から聴取した聴取書等の記載及びそれらを引用し、又はその内容を基に作成した調査復命書の記載である。また、通番2、通番6及び通番9の不開示維持部分は、処分庁からの照会に対して主治医が提出した意見書の記載内容の一部並びにそれらを引用した調査復命書及び地方労災医員意見書の内容の一部である。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者等からの批判等をおそれ、医師及び被聴取者が自身の認識している事実関係等について率直な意見、申述等を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、同項2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同項2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同項3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

## 別紙

審査請求人が、令和6年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる、決定理由がわかる調査結果復命書文書一式

## 別表

1 文書番号及び文書名	2 不開示を維持する部分等		3 通番	4 2欄のうち開示すべき部分
	該当部分	法78条1項該当号		
1 調査復命書	①・4頁ないし6頁、8頁ないし28頁 聴取内容の引用部分、被聴取者の役職及び氏名 ・35頁 「事業場内における当該労働者の位置づけ」欄における職名及び氏名 ・36頁ないし38頁、48頁ないし51頁 不開示部分（⑤部分を除く。）	2号、7号柱書き	1	36頁 全て、37頁15行目4文字目ないし17行目最終文字、19行目28文字目ないし20行目12文字目
	②30頁、31頁、33頁、53頁 主治医意見の引用部分	2号、7号柱書き	2	—
	③35頁 「事業場内における当該労働者の位置づけ」欄における労働者数	3号イ	3	—
	④53頁 地方労災委員の署名	2号	4	—
	⑤・5頁、6頁、8頁ないし10頁、12頁ないし14頁、16頁ないし19頁、21頁、23頁、24頁、26頁ないし28頁 引用元記載部分のうち一部文言 ・11頁 「2 発病以降の出来事について」欄の一部文言 ・22頁、37頁、38頁 匿名化されている部分 ・30頁 「6 発病原因及びそのように診断した根拠について」欄の項目部分	新たに開示	—	—

		・ 50頁、51頁 匿名化されている部分及び一部文言			
2	主治医意見書等①	① 1頁 主治医の署名、印影	2号	5	—
		② 1頁 主治医の意見記載部分	2号、7号柱書き	6	—
		③ 26頁 法人のFAX番号	3号イ	7	—
		④ 1頁 「6 発病原因及びそのように診断した根拠について」欄の項目部分	新たに開示	—	—
3	主治医意見書等②	① 1頁 主治医の署名	2号	8	全て
		② 2頁ないし4頁 主治医の意見記載部分	2号、7号柱書き	9	—
4	聴取書	1頁、2頁、4頁ないし32頁、61頁ないし85頁 聴取内容	2号、7号柱書き	10	—
5	事業場提出資料①	① 34頁ないし36頁 氏名、署名	2号	11	—
		② 66頁ないし182頁 不開示部分	2号、3号ロ、7号柱書き	12	—
6	事業場提出資料②	① 61頁、66頁、75頁ないし82頁、89頁ないし111頁、126頁、135頁ないし180頁、187頁 氏名、署名、印影、メールアドレス	2号	13	61頁 全て
		② 61頁 職名部分	新たに開示	—	—
7	健康保険診療報酬明細書	不開示部分なし	—	—	—
8	請求人提出資料	不開示部分なし	—	—	—

- (注) 1 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。  
2 2欄の「該当部分」欄の記載は、当審査会事務局において整理した。